

基本方針Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、誰に対してであっても決して許されることはありません。特にパートナーからの暴力は外部から見えにくい場合が多く、被害者も「自分だけ我慢すれば」と考える傾向があります。市では、女性が声を上げやすくするよう相談体制を充実させるのはもちろんのこと、身体的暴力だけによらないDVがあることについて広く若年層への啓発活動を行い、被害を未然に防止することに加え女性が自尊心をもって生きていける体制を整えることに力を注ぎます。

目標指標

| 項目 | 実績値 (R2年度) | 目標値 (R8年度) | 担当 |
|--------------------|--------------------|----------------|------------------------------|
| 若年層に向けた人権啓発講座等の実施数 | 4校 | 25校 | 女性若者支援課 健康づくり推進課 広報戦略課 |
| DV相談窓口の認知度 | 男 33.5% 女 43.3% | 男 45% 女 51% | 女性若者支援課 |

【関連するSDGs】



取組の柱 (1) DV被害防止のための人権教育・啓発活動の充実

DVにはいろいろなパターンがあり、身体的暴力によるものだけではないことについても若年層を含め広く啓発していく必要があります(例: 大声で怒鳴る、友人との付き合いを制限するなど)。また、DV被害者には男性も含まれます。男性ならではの相談のしにくさ等にも配慮できるよう被害者周囲の支援者への意識啓発に努めます。

| No. | 具体的な取組 | |
|-------|-------------------------|------------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 44 | 若年層に向けた人権教育の充実 | |
| | ○デートDV・JKビジネス*等若者への啓発事業 | 女性若者支援課 健康づくり推進課 広報戦略課 |
| | ○高校への出前講座 | |
| ○人権教育 | | |
| 45 | 拡充 支援者への研修機会の拡充 | |
| | ○企画講座開催 | 日立市らぼーる協会 障害福祉課 広報戦略課 |
| | ○ゲートキーパー*養成事業 | |
| | ○人権擁護委員への研修機会の充実 | |
| | | |

* 用語の解説は、資料編の用語解説 参照 (p.86)

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|---------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 46 | 拡充 各種ハラスメント防止に係る広報活動の拡充 | 女性若者支援課 広報戦略課 商工振興課 |
| | ○市ホームページ掲載記事の充実（再掲） ○男女共同参画広報紙による広報啓発事業（再掲） ○就業環境整備促進支援事業（再掲） | |

●● 取組の柱（2）各種相談体制の充実と被害者保護・支援に向けての環境整備

女性生活相談を実施していると、より専門的な配慮が必要な被害者や、男性からの相談を受けるケースも出てきます。被害者が安心と信頼をもって相談でき、被害の内容に合わせて関係機関と迅速に連携が取れるよう体制構築を進めていきます。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 47 | 拡充 相談体制の拡充 | 女性若者支援課 日立市らぼーる協会 社会福祉課 広報戦略課 |
| | ○女性生活相談事業 ○DV被害相談 ○人権相談・市民相談室 | |
| 48 | 被害者支援における連携体制の強化 | |
| | ○連携体制強化（各種サポートによる対応の連携強化） | 女性若者支援課 社会福祉課 市営住宅課 子育て支援課 |



らぼーるひたちで開催された人権講座の様子

重点項目

施策の方向性2 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

生まれた境遇や置かれた環境等により個人の可能性が狭められることがないように、各種相談体制を充実させながら、一人一人の希望に沿った選択とチャレンジができる環境を整えることが重要です。

目標指標

| 項目 | 実績値 (R2年度) | 目標値 (R8年度) | 担当 |
|---------------------|------------------|------------|----------------------|
| 地域子ども食堂実施箇所数 | 8か所 | 13か所 | 社会福祉課 |
| 地域わんぱく隊体験事業参加者数 | 611人(R元) 298人 | 600人 | 女性若者支援課 |
| 性的マイノリティを理解する講座参加者数 | 43人 | 60人 | 女性若者支援課 日立市らぼーる協会 |

【関連するSDGs】



取組の柱(1) 誰一人取り残さない多様な働き方の実現

仕事をしたいと考えても、幼い子を持つひとり親家庭等、就業に不利な環境に置かれている人がいます。誰もが安心して働くことができる環境を整えるために、周囲の理解を深め協力体制を整えることはもちろん、就業希望者自身のスキルアップ研修の環境を整えます。また、様々な情報提供を試み、必要な情報がきちんと届き、当事者の選択肢の幅を広げられるよう努めます。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 49 | 拡充 多様な働き方への理解促進 | 女性若者支援課 商工振興課 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| | ○男女共同参画広報紙による広報啓発事業(再掲) ○雇用センター多賀運営事業(再掲) ○生活困窮者自立相談支援事業(自立相談サポートセンター) | |
| 50 | 拡充 就業に係る情報提供の充実・研修機会の拡充 | 女性若者支援課 商工振興課 |
| | ○男女共同参画広報紙による広報啓発事業(再掲) ○雇用センター多賀運営事業(再掲) | |
| 51 | 就職相談窓口体制の連携強化 | 女性若者支援課 商工振興課 社会福祉課 広報戦略課 障害福祉課 |
| | ○就業支援に係る連携強化 ○生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業・家計改善支援事業) | |

取組の柱（２）子どもへの貧困対策・教育環境の充実

子どもは生まれる環境を選べません。どんな状況にあらうとも学ぶ機会や各種体験の機会を失うことがないように、周囲の大人たちは子どもの健やかな育ちに目を配る必要があります。市では、生活の補助のみでなく、教育補助や各種社会体験活動プランの提供を行い、子どもの貧困が次の連鎖を生まないよう対策強化に努めます。

| No. | 具体的な取組 | |
|----------------------|-------------------------------|------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 52 | 生まれた環境に左右されない生活支援・教育支援 | |
| | ○家庭児童相談室事業 | 子育て支援課 学務課 社会福祉課 |
| | ○就学援助制度 | |
| | ○地域子ども食堂運営補助事業 | |
| ○生活困窮者自立支援事業（学習支援事業） | | |
| 53 | 社会体験活動の充実 | |
| | ○地域わんぱく隊事業 | 女性若者支援課 生涯学習課 |
| | ○会瀬青少年の家施設整備事業 | |
| | ○職業探検少年団支援事業（再掲） | |
| | ○ひたち大好き博士事業（ひたち大好きパスポート事業） | |

取組の柱（３）性的マイノリティ等の人権に配慮したダイバーシティ社会の実現

誰もが個として認められ、自分らしく生きていけることが、誰もが理想とする社会の在り方です。たとえ自分と生き方や価値感が相違しても、お互いを認め合い信頼関係を築くことがダイバーシティ社会の実現につながります。自分の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気付き理解を深めるための啓発活動を推進します。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|----------------------------------------|----------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 54 | 新規 マイノリティへの理解促進に向けての調査・研修体制の強化 | 女性若者支援課 日立市らぼーる協会 |
| | ○調査研究・啓発講座の実施 | |
| 55 | 拡充 マイノリティに起因する様々な困難に配慮した相談事業の確保 | 女性若者支援課 広報戦略課 |
| | ○女性生活相談事業（再掲） ○人権相談・市民相談室（再掲） | |

施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

人生100年時代において、男女が共に100年の寿命を健康に全うするのが理想です。そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。お互いが正しい知識を身に付け、主体的に行動することができるようにする必要があります。特に女性は、思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期と、世代ごとに大きな変化があり「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点が重要になります。

また、成長期の子どもの発達に対する意識向上は、子ども自身への教育と同様子どもに関わる全ての大人たちにも必要不可欠なものとして啓発活動を進めていきます。

目標指標

| 項目 | 実績値（R2年度） | 目標値（R8年度） | 担当 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 子宮頸がん検診・乳がん検診受診数 | 子宮 2,437人 乳 3,600人 | 子宮 4,400人 乳 7,000人 | 健康づくり推進課 |

【関連するSDGs】



取組の柱（1）若年層に対する様々な視点からの健康教育の推進

若年層に対して体のしくみや健康に関する正しい知識が得られるよう努めます。特に児童・生徒の体と健康について配慮し、無理なダイエットによる健康被害など実例を用いての食育や、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の充実を図ります。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 56 | 拡充 若年層に向けた健康教育・食育に関する啓発機会の拡充 | 女性若者支援課 健康づくり推進課 |
| | ○青少年健全育成事業・街頭活動 ○ヘルスリテラシー*の向上に係る啓発事業 ○食育・いのちの教育 ○未成年者の喫煙対策推進 | |
| 57 | 青少年スポーツに携わる女性指導者の育成強化 | 女性若者支援課 スポーツ振興課 |
| | ○広報啓発・情報発信（再掲） ○女性アスリート育成のための情報提供 ○スポーツ少年団活動に関わる女性指導員の育成 | |

* 用語の解説は、資料編の用語解説 参照（p.86）

●● 取組の柱（2）選択肢としての結婚・出産の希望がかなう社会づくり

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を持ち、女性の意思が尊重され、生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であるよう配慮します。

| No. | 具体的な取組 | |
|-------------|---------------------------------|---------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 58 | 不妊治療等妊娠出産を望むときのサポート体制の充実 | |
| | ○広報啓発・情報発信（再掲） | 女性若者支援課 健康づくり推進課 |
| | ○不妊治療費助成事業 | |
| ○不育症治療費助成事業 | | |
| 59 | 女性のライフプランを考えるための講座の開催 | |
| | ○女性人材育成事業（再掲） | 女性若者支援課 健康づくり推進課 |
| | ○企画サポート | |

●● 取組の柱（3）生涯を通じた女性の健康保持対策の推進

女性特有の疾患（乳がん・子宮頸がん等）に対する正しい知識について普及啓発を図り、検診受診率を上げていきます。また、生活習慣病を予防するため、健康づくりに関する市民の意識向上を図ります。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 60 | 女性特有の病気に関する検診機会の充実 | |
| | ○広報啓発・情報発信（再掲） | 女性若者支援課 健康づくり推進課 |
| | ○子宮頸がん検診事業 | |
| | ○レディースがん検診事業 | |
| | ○健康診査インターネット受付事業 | |
| | | |
| 61 | 人生100年時代を楽しく生きる健康づくり・体づくりの機会提供 | |
| | ○広報啓発・情報発信（再掲） | 女性若者支援課 スポーツ振興課 生涯学習課 健康づくり推進課 |
| | ○スポーツ習慣化促進事業 | |
| | ○ラジオ体操普及事業 | |
| | ○オンラインを活用した保健指導・情報発信事業（再掲） | |
| | | |

施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進

災害時に女性に配慮した体制が即座にとれるよう、常日頃の体制整備が重要です。市では、防災活動に女性の意見が多く取り入れられるよう、女性委員の割合を増やしていきます。また、避難所の設置体制が男女共同参画の視点を持ってなされているか配慮し、防災担当課、男女共同参画推進担当課双方の視点を持った運営体制の強化に取り組みます。

目標指標

| 項目 | 実績値 (R2年度) | 目標値 (R8年度) | 担当 |
|-----------------------|------------|------------|---------|
| 地域における自主防災組織に関わる女性の割合 | 24.9%(R3) | 40% | 女性若者支援課 |

【関連するSDGs】



取組の柱(1) 女性防災人材育成の促進

防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性参画の割合を増やしていくことが急務です。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|------------------------------------------|-------------------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 62 | 防災活動に関わる女性リーダー育成 | |
| | ○研究・情報提供 ○防災研修 ○地域における防災人材の育成 | 女性若者支援課 防災対策課 コミュニティ推進課 |
| 63 | 拡充 防災に関する方針決定過程への女性参画拡充 | |
| | ○広報啓発・情報発信(再掲) ○日立市防災会議等への女性委員の登用促進検討 | 女性若者支援課 防災対策課 |

取組の柱(2) あらゆる人に配慮した防災体制の構築

性別だけでなく、各年代や家族構成の違いからもそれぞれのニーズが異なっており、避難が長期になればなるほどその配慮は必要となります。そのため、日頃から各ニーズの違いをとらえ、防災担当課以外の職員に対して理解が進むようマニュアル改善に努めます。

| No. | 具体的な取組 | |
|-----|------------------------------------------|------------------|
| | 主な事業 | 担当 |
| 64 | 拡充 性別その他ニーズの違いを踏まえた避難所運営マニュアル等の作成 | |
| | ○防災マニュアルサポートブック作成検討 | 女性若者支援課 防災対策課 |

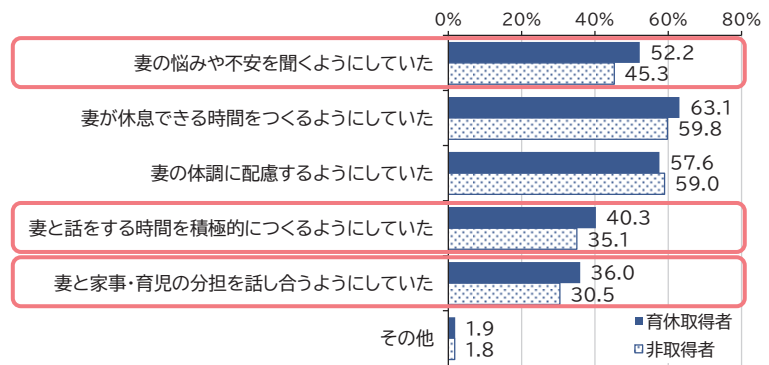
男性が育児休業を取ると何が変わる？



平成3年に育児休業が法制化されて以来、女性の育児休業取得者は増え、ここ十数年は常に8割台を推移しています。育児休業の取得は男性も可能です。昨今の男性の家事育児参画意識の向上に伴い、男性の取得率は上昇していますが、それでも令和2年（2020）の取得率はわずか12.7%で、そのうちの約4人に1人は取得期間5日未満と、女性の育児休業とはだいぶ様子が異なっています。国では、令和3年（2021）6月に育児・介護休業法を改正し、産後パパ育休（出生時育児休業）を創設するなど、男性の育児休業取得等を向上させる取組を強化しています。では、男性が育児休業を取るとどのような影響があるのでしょうか。

第1子が誕生した男性へのアンケート（平成28年内閣府経済社会総合研究所）結果を見ると、育児休業を取った男性の実感として「子育ての大変さが分かった」、「夫婦でコミュニケーションをとる時間が持てた」といった回答が多

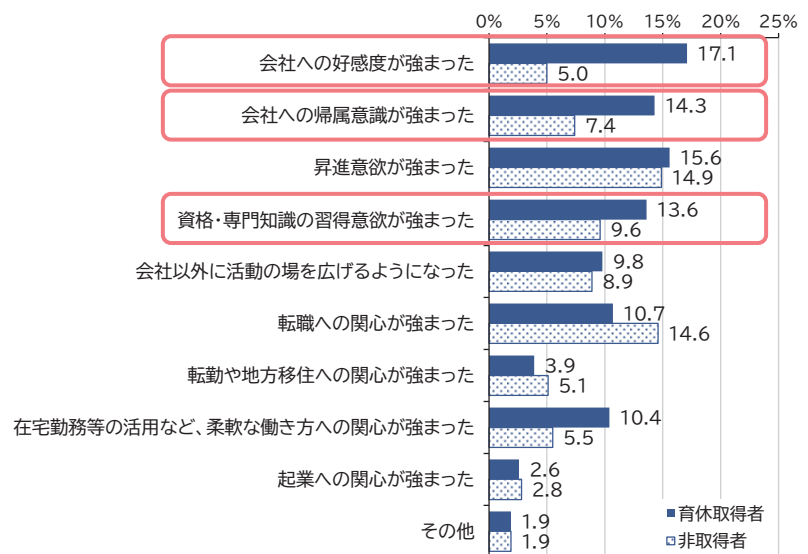
＜育休取得後の配偶者への配慮（複数回答）＞



く、復帰後は平日でも家事や育児をする時間が増える傾向が見られました。また、育休取得後の配偶者への配慮として、「妻の悩みや不安を聞く」を含め、夫婦で話し合う時間を多く持つようになった人が多く、夫婦のコミュニケーションが円滑に図られていることが想定されます。このような環境により、夫婦関係の満足度や第2子を授かりたいという意識が高まるというデータも出ており、少子化対策としても大変興味深い結果です。

一方仕事では、効率良く働くよう心掛け、早めに帰宅する人が多くなっています。また、「会社への好感度」や「資格・専門知識の習得意欲」が高まる人、転職志向が低下する人が比較的多いなど、仕事への意識にも影響があるようです。

＜育休取得者と非取得者のキャリアや働き方に対する考え方（複数回答）＞



男性の育児休業は、家庭だけでなく、社会や企業にとっても、良い効果が期待できそうです。